別表三の二の記載要領第二号を次のように改める。

2　「連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）(9)」及び「当期連結留保金額(9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18)(19)」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　別表四の二「10」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）(9)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期連結留保金額(9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18)(19)」の欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「(9)」から減算して計算すること。

(2)　別表十の二(三)「18」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を「連結留保所得金額（別表四の二「55の②」）(9)」に含めて記載すること。

別表三の二の記載要領第三号中

「「連結法人税額及び連結地方法人税額の合計額(((別表一の二「4」＋「5」＋「7」－「12」－「42」)－別表六の二(二の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」－「8」－「9」)と0のいずれか多い金額)－((別表六の二(二の二)「5の③」－(別表一の二「4」＋「5」＋「7」))と0のいずれか多い金額)（マイナスの場合は0）」(14)

を

「「連結法人税額及び連結地方法人税額の合計額(((別表一の二「4」＋「5」＋「7」－「12」－「42」)－別表六の二(二の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」－「8」－「9」)と0のいずれか多い金額)－((別表六の二(二の二)「5の③」－(別表一の二「4」＋「5」＋「7」))と0のいずれか多い金額)（マイナスの場合は0）」(12)

に改める。

別表三の二付表一を次のように改める。